

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○土地収用法に基づく収用の手続開始

(用地課) 一

○道路の区域変更(二件)

(道路課) 一

○道路の供用開始

(同) 二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課) 二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(道路課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 四

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

四

告 示

○宮城県告示第六百九十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類

(一) 大谷川地区海岸改修工事(石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで)

(二) 県道女川牡鹿線改築工事(石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで)

3 収用の手続が開始される土地 石巻市大谷川浜大谷川二番、前原、大谷川及び川向地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所(道路課)

○宮城県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	
五・三	五・三	一八・三	一八・三	四三五・六	四三五・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
五・三	五・三	一八・三	一八・三	四三五・六	四三五・六			
五・〇	五・〇	二五・九	二五・九	六六一・八	六六一・八			

○宮城県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町高白浜字崎山六番一地从ら 同郡同町横浦字名不知七六番二七地先 まで		前A	六・一 七・四・五	四・二三九・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後	A	一・二・二 一・二・三・五	一・五・四 一・二・三・五	四・二三九・四	

○宮城県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市長面字江畑二二番地先から 同市長面字平六一番二地先まで	平成二十八年 八月二十三日

○宮城県告示第六百九十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 石巻広域都市計画地区計画
- 2 名称 野蒜ヶ丘地区地区計画
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

- (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千四百四トン
- (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 三十六キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五）へ平成二十八年九月八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認

識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

2 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

3 紙入札による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号
宮城県北部土木事務所経理班（担当 叶 由紀 電話〇二二九一九一〇七六七）

4 入札説明書の交付期限
平成二十八年九月九日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八年九月八日（木）午後五時まで2あてて申し出ること。

5 一般競争入札参加資格審査
(一) システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十八年九月二十三日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年九月二十三日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札書の提出期限等
(一) 平成二十八年十月十二日（水）午前九時から平成二十八年十月十三日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに3に示す場所に提出しなければならない。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出しなければならない。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

7 開札の日時及び場所 開札の日時は平成二十八年十月十四日（金）とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の一の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所
- (二) 一の一の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所
- 四 入札に参加することができない者
- 1 二の1から8までに定める資格を有しない者
- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札の関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法

- (一) 入札金額は一の一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の一の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2017.
- 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

- 4 Deadline for Bid : Thursday, October 13, 2016, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Yuki Kanou, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, furukawa, Osaka, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel.: 0229-91-0767
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年八月二十三日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 名取市高館吉田字前沖二番の一部、二番一の一部、六番一、九番二の一部、十番一の一部、十番二の一部、十一番の一部、十二番一の一部、十二番二の一部、百十三番二の一部、百十四番一、百十四番二の一部、百十五番二、百二十番一の一部、二番地先の道の一部、百十三番二地先の水の一部
- 東京都豊島区東池袋三丁目二十番三号
- 株式会社西洋ハウジング

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業(以下「さけ固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

平成二十八年八月二十三日

宮城海区漁業調整委員会
会長 島 山 喜 勝

- 一 制限期間
平成二十八年九月一日から平成二十九年一月三十一日まで
- 二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

平成二十八年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百六十隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十七年において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。

(二) 平成二十七年において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成二十五年及び平成二十六年に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十五年に秋さけ固定式さし網漁業休届出書を宮城海区漁業調整委員会に提出し、受理され、平成二十六年に承認証の交付を受け、水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十六年に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十六年において水揚げ実績を有する者。

(4) 平成二十七年に新規に承認証の交付を受けた者。

(5) 平成二十八年から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は五隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合は除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

九 指示の取り消し
この指示は、秋さけ資源管理調整協議会での承認が得られなかった場合は、取り消すことがある。

(別紙)
秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領
(操業の承認申請)
第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（平成二十八年宮城海区漁業調整委員会指示第二号。）四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十八年九月二日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書(様式第二号)

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書(様式第三号)

(四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書(様式第四号)

(六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表(様式第五号)を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証(様式第六号。以下「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一 電話〇二二―三六六一―二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四―三十二 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二―五一九五―一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七―一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二―六二二―一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならぬ。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。
(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。
(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成28年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A 4 縦)

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数(日)				
航海回数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
	費			
	費			
合計	計			

(A 4 縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住所				
氏名	印			
生年月日	年	月	日	
漁業形態	1 : 漁船漁業専業 2 : 養殖との兼業 3 : 養殖専業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG -	
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数	
年間操業実績				
No	漁業種類	操業期間 (○月○旬～○月○旬)	水揚げ数量 (kg)	水揚げ金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

平成 年 月 日

(漁船使用者)

住 所
氏 名

股

(漁船所有者)

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴般に代わり宮城県漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

1 承諾期間

2 船名及び漁船登録番号

3 総トン数

4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A 4横)

(様式第6号)

(表)

宮さけ第 号〇	秋さけ固定式さし網漁業操業承認証
住 所 氏 名	
1 操業期間	平成28年 9月25日 から 平成28年11月20日 まで
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濠波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。
3 使用する船舶	丸
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A 4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件及び制限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(A4縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船名 丸
- 3 書換する事項

項目	書換前	書換後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

(様式第 8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第 9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

_____ 年 _____ 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

